

【新規水道加入者の皆様へ】 『加入金の減免について・お知らせ』

湖北水道企業団では、水道普及率向上を目的とし、平成23年10月1日から平成25年3月31日までの新規水道加入者に対して加入金の減免措置を実施します。

1. 減免の対象

新規水道加入者で別表：1，または別表：2に該当する者。

※口径変更の場合は既加入者扱いとなるので減免の対象とはなりません。

(別表：1)

給水管の口径	区分	申込時において、自家水等の水源を使用している新規申込者 (一般家庭用)		新規申込者 (一般家庭用)	
13 ミリメートル		52,500円 →	免除	52,500円 →	免除
20 ミリメートル		84,000円 →	免除	84,000円 →	31,500円
25 ミリメートル		157,500円 →	73,500円	157,500円 →	105,000円

1. 加入金の額から52,500円を減免することを基本とします。

なお、自家水等を使用している者が、湖北水道企業団の上水道に切り替えることを目的として申込を行う場合には84,000円を減免します。

2. 減免対象とする用途種別は一般家庭用とします。

3. 口径13ミリメートルの申込については用途区分条件があります。

(別表：2)

給水管の口径	区分	新規の申込者で別表：1の区分に該当しないもの
13 ミリメートル ？ 50 ミリメートル		一律 10,500円 減免

2. 減免の期間

平成23年10月1日から平成25年3月31日までに新規の申込があったもの。

※注意事項

給水開始後継続して6年間は湖北水道企業団の水道水の供給を受けなければなりません。所有権、使用権等を移転したときも同様とします。これに反した場合は加入金減免相当額を支払わなければなりません。(湖北水道企業団水道事業における水道加入金の特別措置に関する規則によります。)ただし、別表：2の該当者には適用しません。

3. 減免の申請

加入金の減免を受けようとする場合は「湖北水道企業団水道事業における加入金の特別措置に関する減免申請書(様式第1号)」を給水装置工事申込書と併せて申請してください。

なお、申請手続は指定給水装置工事事業者をとおして行ってください。

平成23年9月1日

お問い合わせは業務課までお願いいたします。

湖北水道企業団 ☎ 0299-24-3232

湖北水道企業団水道事業における水道加入金の特別措置に関する規則

平成 23 年 9 月 1 日規則第 3 号

湖北水道企業団規則第 73 号

(目的)

第 1 条 この規則は、湖北水道企業団水道事業給水条例（平成 9 年 12 月 9 日条例第 3 号。以下「条例」という。）第 33 条の規定に基づく水道加入金（以下「加入金」という。）の軽減措置としての特別措置を定めることにより、湖北水道企業団（以下「企業団」という。）の水道普及率の向上を図るとともに水道事業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 加入金 条例第 33 条第 1 項の別表第 1 に定める加入金の額をいう。
- (2) 支援制度 企業団の新規水道加入者に対して、加入金の減免を行うことをいう。

(支援制度の対象となる者)

第 3 条 支援制度の対象となるものは、平成 23 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の間に配水管から分岐する工事の申請をした新規水道加入者とする。

(加入金の減免)

第 4 条 この支援制度は、条例第 35 条に基づく加入金の減免を実施するものとし、別表第 1 及び別表第 2 による。

(減免の申請)

第 5 条 この規則の適用を受けようとする者は、湖北水道企業団水道事業における加入金の特別措置に関する減免申請書（様式第 1 号）を湖北水道企業団企業長（以下「企業長」という。）に提出しなければならない。

(減免の決定)

第 6 条 企業長は、前条による申請があったときは、内容を審査し、加入金の減免を決定したときは速やかに申請者に湖北水道企業団水道事業における加入金の特別措置に関する減免決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

(減免の要件等)

第 7 条 前条の規定により通知を受けた者は、給水開始後継続して 6 年間は湖北水道企業団の水道水の供給を受けなければならない。所有権、使用権等に移転したときも同様とする。

2 前項の規定に反した場合は、第 4 条の加入金減免相当額を支払わなければならない。ただし、別表第 2 の該当者には適用しない。

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

様式第1号

湖北水道企業団水道事業における加入金の特別措置に関する減免申請書

給水装置の設置場所	
給水管の口径	
加入金の減免額	
<p>湖北水道企業団水道事業における水道加入金の特別措置に関する規則第5条の規定により、上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 (印)</p> <p>湖北水道企業団 企業長 久保田健一郎 殿</p>	

様式第2号

湖北水道企業団水道事業における加入金の特別措置に関する減免決定通知書

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日</p>	
<p>殿</p> <p>湖北水道企業団</p> <p>企業長 久保田 健一郎</p>	
<p>湖北水道企業団水道事業における水道加入金の特別措置に関する規則第6条の規定により、下記のとおり減免決定額を通知します。</p>	
給水装置の設置場所	
給水管の口径	
加入金の減免額	